

社会福祉法人 紫陽会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人紫陽会の役員及び評議員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議委員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したとき、又は役員及び評議員が評議会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合にあっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

区 分	報 酬 (日額)	費用弁償 (日額)
理事会出席報酬等	10,000円	実費相当額
評議員会出席報酬等	10,000円	実費相当額

2 役員及び評議員が定期委員会（理事会3・5・12月、評議員会5月）以外の理事会及び評議員会に出席し、会議が半日及び短時間で終了した場合は、第1項の規定にかかわらず、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

3 報酬及び費用弁償の受け取りについては役員及び評議員からの申し出により辞退することができる。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長、常務理事、役員及び評議員が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

2 常務理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあつた場合は、別表1により報酬及び実費弁償を支払うこと

ができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	交通費
実 費	8,000円	10,000円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

付 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表 1

区 分	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 費 (日額)
理事長	5,000円以内	実 費 相 当 額
常務理事		
役員及び評議員		

注 1. 1時間以内程度の出役であれば3,000円程度とする。